

広島県原爆死没者慰霊式典等助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の原爆死没者慰霊等事業の実施（平成3年8月5日付け健医発第970号厚生省保健医療局長通知）を受けて、県内（広島市域を除く。以下同じ。）で実施される原爆死没者慰霊式典等に助成金を交付することにより、原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念することを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 この要綱による助成の対象となる原爆死没者慰霊式典等（以下「助成対象事業」という。）は、原爆死没者に対する慰霊等を目的として県内で実施される事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 慰霊式典
- (2) 慰霊碑の建設等
- (3) 死没者を悼む出版物等の刊行
- (4) 死没者を悼む遺品展、絵画展等の各種イベント

2 助成対象事業は、前項に定める事業のうち、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 原爆死没者のみを対象とした慰霊等の事業であること。
- (2) 事業の目的及び内容が適切なものであること。
- (3) 中立公正な運営・管理がなされるものであること。

(助成事業者)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業の実施者（以下「助成事業者」という。）は、県内の市町、町内会、事業所、学校その他の地域又は職域団体とする。

2 助成事業者は、次に定める要件を具備していなければならない。

- (1) 代表者及び所在地が明らかなこと。
- (2) 経理が明確であるとともに、それらを証する書類が備え付けてあること。

(助成金の額)

第4条 助成金は、総事業費のうち別表の助成対象事業ごとに定める助成対象経費で実際に支出した経費の合計額と、総事業費から寄附金等の収入を控除した額のいずれか低い額に4分の3を乗じて得た額（ただし、別表の助成対象事業ごとに定める助成限度額を上限とする。）を基本とし、予算の範囲内で知事が定める額とする。

(助成金の交付手続等)

第5条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、予め所定の助成申請書（様式第1号）を知事にしなければならない。

2 前項の助成申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他参考資料

- 3 知事は、前項の助成申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び助成金の額を決定するとともに、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 助成事業者は、助成対象事業に変更等が生じたときは、遅滞なく所定の助成事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微なものについてはこの限りでない。
- 5 前項の事業計画変更申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業変更計画書（様式第5号）
 - (2) 収支予算変更内訳書（様式第6号）
 - (3) その他参考資料
- 6 助成事業者は、助成対象事業を終了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 7 前項の事業実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業実施内訳書（様式第8号）
 - (2) 収支決算書（様式第9号）
 - (3) その他参考資料
- 8 知事は、前項の事業実績報告書を受理したときは、その報告に係る事業内容が助成金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合するものと認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者には通知するとともに、助成金を交付するものとする。

（調査及び指示）

第6条 知事は、必要と認める場合、助成対象事業について調査を行うことができる。

- 2 知事は、助成対象事業について、助成の適正を確保する目的の範囲内で、助成事業者に対し必要な指示を行うことができる。

（助成決定の取消等）

第7条 知事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を助成の目的以外に使用したとき。
- (2) 事業の実施又は助成金の交付に関し不正な行為を行ったとき。
- (3) 第2条第2項に規定する要件を満たさなくなったと知事が判断したとき。
- (4) 第6条第2項の規定による知事の指示に従わないとき。

（助成申請書等の提出先等）

第8条 助成事業者は、第5条第1項、第4項及び第6項に係る書類を、広島県健康福祉局被爆者支援課に提出するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、原爆死没者慰霊式典等助成事業の実施に関し必要な事項は、別途知事が定める。

- 2 助成金の交付に関しては、この要綱の規定のほか、広島県助成金等交付規則（昭和48年規則第91号）の定めるところによる。

別表(第4条関係)

助 成 対 象 事 業	助 成 対 象 経 費	助 成 限 度 額
慰 霊 式 典 (第2条第1項第1号)	慰霊式典に必要な謝礼金、旅費（一般参加者は除く。）、需用費（消耗品費、食糧費（お茶代）、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料及び 備品購入費	1 件につき 500,000円
慰 霊 碑 の 建 設 等 (第2条第1項第2号)	慰霊碑の建設に必要な謝礼金、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）、委託料、工事請負費 及び 購入設置費	1 件につき 1,000,000円
死没者を悼む出版物等の刊行 (第2条第1項第3号)	死没者を悼む出版物の刊行に必要な謝礼金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）及び 委託料	1 件につき 1,000,000円
死没者を悼む遺品展、絵画展等の各種イベント (第2条第1項第4号)	死没者を悼む各種イベントに必要な謝礼金、旅費（一般参加者は除く。）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（お茶代）、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料及び 備品購入費	1 件につき 500,000円

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。